

心・意・識説に関する研究

——阿頼耶識と末那識との関係を中心に——

①所依の問題

金 範 松

大正大学大学院研究論集 第三十六号

1. 問題の所在

本論文は、唯識思想において阿頼耶識と末那識との関係を考察することである。一般的に阿頼耶識は諸識の一番深い所であらゆるすべてのものを生み出すような根本識として知られており、末那識は汚れている唯捨てるべきものとして知られているように思われる。しかし論者は、こうした一般的解釈のままでは唯識思想の「唯識 (vijñapti)」という言葉の意味から離れてしまう恐れがあるのではないかと考えられる。それは般若の空思想における悪取空者のように仏教の根本理念である縁起に相違するからである。ここで論者は阿頼耶識と末那識とにおいて所依（拠り所）の問題を分析することによって阿頼耶識と末那識との位置づけを明らかにしたいと思う。

『唯識三十頌』は唯識思想において心・意・識説の完成といわれる最も重要な論書である。その中で、本論文の趣旨である阿頼耶識と末那識との関係が窺われる箇所は第五頌の三偈の「依彼転縁彼」である。これは「彼によって転じ、彼を縁ず」という末那識の所依と所縁とを表す所で、唯識十大論者たちの中でも最も深い議論が行われている部分である。それは『唯識三十頌』の註釈書である『成唯識論』の中で確認することができるが、論者は特に護法説を中心に本論文を進めたいと思う。

2. 所依の定義

所依とは拠り所の意味で、諸々の心・心所が生起し存在する場合には、必ず所依が必要であるとされる。これは『瑜伽論』にも「心・心所を有所依¹⁾」と論じており、また、『成唯識論』にも「ただ心・心所のみが三つの所依を備えるので有所依といい他の法はそうではない²⁾」という。ここで三つの所依とは、因縁依と増上縁依と等無間縁依である。それらの意味は次の

ようである。

因縁依：自らの種子のことである。諸々の有為法は皆この因縁依を依り所にして生じる。諸々の有為法は自らの因縁を離れては絶対に生じることがないからである。（一因縁依。謂自種子。諸有為法皆託此依。離自因縁必不生故。）

増上縁依：内の六処である。諸々の心・心所は皆この依を依り所にして生じる。諸々の心・心所は俱有根（俱有依）を離れては絶対に転じられないからである。（二増上縁依。謂内六處。諸心・心所皆託此依。離俱有根必不轉故。）

等無間縁依：前滅の意である。諸々の心・心所は皆この依を依り所にして生じる。諸々の心・心所は開導根（開導依）を離れては絶対に起こらないからである。（三等無間縁依。謂前滅意。諸心・心所皆託此依。離開導根必不起故。）

以上の内容で諸々の心・心所が生起する時には、必ず自らの種子、内の六処、前滅の意を離れては生じることが、転じることが、起こることがないということが分かる。では、ここで種子と現行との関係において所依の問題を見ることにしよう。

(1) 種子と現行との関係として因縁依

唯識思想において種子生現行・現行熏種子・種子生種子ということは、阿頼耶識縁起の仕組みを表す言葉として知られている。即ち、心・意・識の構造において種子識と現行八識と前七識の相互関係を表すことである。それについて『成唯識論』では難陀・最勝子と護法の議論が行われているが、その内容は次のようである。

難陀・最勝子：種子と現行との関係は因果異時であると主張する。即ち、時間的前後関係として、例えば、種と芽は俱有ではないように、種子生現行・種子生種子という時、必ず種子が滅し終わってから現行の果が生じるという。それは種子の依をもって種子と現行との関係を理解することである。

初種子依有作是説。要種滅已現果方生。無種已生集論説故。種與芽等不俱有故。(新導『成唯識論』卷第四、158 - 159pp)

護法：種子と現行との関係について難陀・最勝者の説を論破し、種子生種子は因果異時であるが、種子生現行は因果同時であると主張する。なぜなら、後の種子を引生しない(現行熏種子)からだという。即ち、種子と現行との関係を勝義の関係として、例えば、焰と炷との関係を立てて共に存在するものとして理解するのである。このように、護法は種子依と因縁依との区別³⁾を明らかにしたことが分かる。

有義彼説為證不成。彼依引生後種説故。種生芽等非勝義故。種滅芽生非極成故。焰炷同時互為因故。然種自類因果不俱。種現相生決定俱有。(新導『成唯識論』卷第四、159 p)

(2)前滅識としての等無間縁依

前滅識とは、開導依(等無間縁依)のことで、所依の定義で説明したとおりに前滅の意を顕す所依である。しかしこの前滅の意について自類の識をもって前滅の義にするか、それとも異類の識をもって前滅の義にするかの議論がある。これについて護法は自類の識をもって開導依とするという。開導依は前滅の意であることで、護法は異類の識をもってその開導依とするならば、異類の識の俱起する義がなくなるという。即ち、「異識俱起の義無ければ、異識開導の義有り、異識俱起の義有れば、異識開導の義無い」というこの二者が並立することはできないと主張する。さらに、開導依とは、三つの義によって定義されることを説明する。認識対象を持つ法が主となり、よく等無間縁となるものである⁴⁾。そして、開導依の意味と名の由来について、前念の心王(識)の後に生じる心・心所法に対し開導し引導することから開導依と名づけ、これはただ心のみであり、心所等ではないという。故に、八識は各々ただ前念の自類の識を以って開導依とする。なぜなら、自類は絶対に俱起しないからである。このことは深く教と理に適う。また、心所の開導依は識に随って説くべきであるという。

開導依者謂有縁法為主能作等無間縁。此於後生心・心所法。開導引導名開導依。此但屬心非心所等。若此與彼無俱起義。説此於彼有開導力。一身八識既容俱起。如何異類為開導依。若許為依應不俱起。

便同異部心不並生。……是故八識各唯自類為開導依深契教理。自類必無俱起義故。心所此依應隨識説。(新導『成唯識論』卷第四、169-170pp)

このように、開導依(等無間縁依)について護法は八識すべてが自類をもって開導依とするという立場にある。この開導依は種子生種子という種子依のように、転変する前滅の識は自類の心・心所を生み出すことであると言えよう。因果異時である種子依は、護法によっては勝義の因果関係ではないことはすでに前に説明したとおりである。つまり、第七識と八識との関係は異類の関係になるので開導依は七識と八識との関係において所依にはならないことが分かる。

(3)諸識(現行識)の俱有所依

俱有依とは、能依(よるもの)の心・心所法と同時に存在するもの、その所依(よられるもの)となる法である。この俱有依について四師(難陀等、安慧等、浄月等と護法正義)の異説があり、その内容は次のようである。

難陀等：まず、前五識は、第六識をもってその所依とする。なぜなら、五識が現起する時には、必ず意識が俱に起きるので眼等の根をその所依とすべきではない。五根は五識の種子であると主張する⁵⁾。次に、第六識は、第七識をもってその所依とする。なぜなら、この識は必ず末那に託して起こるからである。そして、第七識と第八識とは、別に所依はない。なぜなら、第七・第八はいずれも恒に相續して転じており、自力が勝れているからであるという。

次俱有依有作是説。眼等五識意識為依。此現起時必有彼故。無別眼等為俱有依。眼等五根即種子故。……第七八識無別此依。恒相續轉自力勝故。第六意識別有此依。要託末那而得起故。(新導『成唯識論』卷第四、159-160pp)

安慧等：難陀等の説を全面否定して論破する。難陀は五根を五識の種子だというが、その時、起きる過失について十難⁶⁾を立てて論破する。そして、前五識は、一つ一つに必ず二つの俱有依がある。それは五色根(五根)と五識と同時の第六識(五俱意識)だという。第六意識は、必ず恒に一つの俱有依がある。つまり、第七識である。五識と共に起こる時は、さらに五識をも俱有依とする。第七識は、必ずただ一つの俱有依がある。つまり、第八識である。ただ第八識は、恒に転変する

ことがなく、自らよく立つので俱有依は無いという。

是故應言。前五轉識一一定有二俱有依。謂五色根同時意識。第六轉識決定恒有一俱有依。謂第七識。若與五識俱時起者亦以五識為俱有依。第七轉識決定唯有一俱有依。謂第八識。唯第八識恒無轉變。自能立故無俱有依。(新導『成唯識論』卷第四、163p)

浄月等：前の安慧の説に対して、前七識については同じであるが、第八識に俱有依がないことについては、未だ理を尽くしていないと批判する。即ち、第八識も識性なる限り、俱有依があるべきだと主張する。さらに、現行識にその依がある限り、種子識にもまた、現行識に依るべきだと主張する。従って第八識の現行識においては、決定して第七識をもってその所依とする。第七・第八二識は、俱に間断なく恒に相続するので互に俱有依とする。もし、有色界にある時には、また、五根をもって所依とする。また、種子識においては、決定して第八現行に依る。これ第八現行は種子の住依となるのであるという。

有義此説猶未盡理。第八類餘既同識性。如何不許有俱有依。第七八識既恒俱轉。更互為依所有何失。許現起識以種為依。識種亦應許依現識。能熏異熟為生長住依。識種離彼不生長住故。又異熟識有色界中能執持身依色根轉。(新導『成唯識論』卷第四、164p)

護法の批判：護法は、前三師の説は皆理に応じないと論破する。なぜなら、そもそも依存関係にある法には「依」と「所依」との区別があると主張する。「依」とは、広く因縁・等無間縁等の四縁に通じ、すべての有為法において因に頼り、縁に託して生じ住する法を皆「依」と名づける。それは、例えば、王と臣が互いに相依る如くのものである。しかし、これを「所依」と名づけるべきではない。俱有の所依と名づけるべきものは、必ず決定・有境・為主および取自所縁の四義⁷⁾を俱にしなければならない。これらの条件を備えているのは内の六処である。然るに前三師は、何れもこれを弁別しないので間違いであるという。

有義前説皆不應理。未了所依與依別故。依謂一切有生滅法。仗因託縁而得生住。諸所杖託皆説為依。如王與臣互相依等。若法決定有境為主令心所取

自所縁。乃是所依。即内六處。餘非有境定為主故。此但如王非如臣等。(新導『成唯識論』卷第四、165p)

・図表1. 俱有依⁸⁾

	前五識	第六識	第七識	第八識
難陀等	意識	末那識	俱有依無し	俱有依無し
安慧等	五根・意識	第七識 [五識]	第八識	俱有依無し
浄月等	五根・意識	第七識 [五識]	第八識	現：第七識 (色：五根) 種：第八識 [現七]
護法正義	五識根 (同境根) 第六識 (分別依) 第七識 (染淨依) 第八識 (根本依)	第七識 第八識	第八識	第七識

3. 心・意・識の所依関係

(1)「依」と「所依」との批判

以上、諸識の所依関係についての諸論師の異説を検討してみた。では、ここで護法の批判内容を確認して心・意・識の関係を考察してみよう。

難陀は、上の表を見て分かるように、第七識と第八識には所依がないという。その理由は第七識と第八識には恒に相続して転じ、自力が勝れているからであるという。ここで、第六識の所依において、第七識と同じく間断しない第八識は、なぜ俱有依とされないのか、という疑問が起きる。これを『述記⁹⁾』では、「第七はある時には相順して勢を第六識に与えるからである¹⁰⁾」と説明する。

安慧は、第七識は第六識のように転易することがあるから第七識にも必ず所依があるべきだという。ここで、第七識が転易し終わった時はどうなるのか、という疑問が起る。その場合、難陀の立場のように、第七識も第八識のように所依がいらないことになるはずであるが、これについて安慧の立場は、末那識はなくなるという¹¹⁾。

浄月は、安慧の説に対して第八識も余識の如く、識性なるが故に、必ず所依があるべきだという。即ち、第七識は第八識をもって、第八識は第七識をもってお互いに所依になる。さらに、種子と現行との関係においても、お互いに所依になると主張する。この説によると、種子生現行・現行熏種子と現行八識・前七識との所依関係が成立するように見えるが、護法は、前三師の説を全面否定する。それは上の護法の批判と同様に、「依」と「所依」の分別がないという理由による。即ち、現行八識と種子との関係において現行八識の種子は現前に自らの境を取ること(取自所縁)ができな

いので現行八識は種子に対して「依」になるが「所依」にはならない¹²⁾という。つまり、「所依」は現行識に限っての意味であること¹³⁾が分かる。

以上、前三師の説は皆「依」の意味として即ち、因縁依、等無間縁依等の四の「依」に幅広く通じるが、護法がいう「所依」とは増上縁依に限っての意味であり、種子識は排除されること¹⁴⁾である。

(2)護法の正義と「所依」の区別(共依と不共依)

以上、諸識の俱有依について諸論師の異説と護法の批判を確認した。即ち、護法は「依」と「所依」との区別を説明した。しかし典籍の中に「依」を「所依」と称し、また、「所依」を「依」と称する¹⁵⁾ことについて、すべて便宜的に仮に説かれているものであると護法はいう。ここで、護法の諸識の俱有依についての正義を見よう。

五識の俱有依は、必ず四種ある。つまり、五根と第六識と第七識と第八識とである。この四種の内、一種でも欠いた時は、五識は必ず転じないからである。また、五根と第六識と第七識と第八識は同じ俱有依でも同境依と分別依と染浄依と根本依という所依の種別があると説明する。

しかし、聖教に五識はただ五根に依るとのみ説かれているのは五根が五識の不共依であるから、また、五根と五識は必ず同境であり、近(所依)であり、相順するからである¹⁶⁾という。

次に、第六識の俱有依については、第七識と第八識のみである。第七識と第八識の内、一種でも欠いた時は、必ず第六識は転じないからである。第六識は五識と俱に活動し、第六識は境を取ることが明了であるとはいっても、しかし五識は必ず存在するとは限らないので五識は第六識の所依ではない。

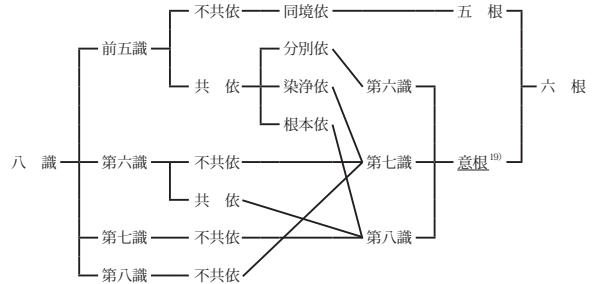
しかし、聖教に第六識はただ第七識に依るとのみ説かれているのは¹⁷⁾、第七識が第六識の雑染依であり、第七識は第六識と同じく転識の一種であり、近であり、相順するからである。

上の説によると、護法がいう仮説ということは、不共依に限る意味であることが分かる。しかし、護法の言う俱有依の意味は不共依のみならず、共依まで含んで「所依」とすることは、すでに、上の章で図表に示した通りである。

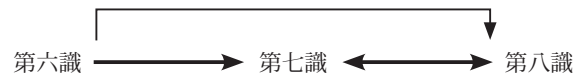
さて、浄月等の説を見ると護法正義が一番近い説であることが上の表を見ても分かる。即ち、前五識と第六識との所依について第七識・第八識と第八識とを共依に取らないが、護法正義は共依として染浄依と根本依とを

取る立場にある。それは護法が前六識の表層意識の背後には必ずその表層意識を支配する深層意識があるということを示したことに對し、浄月等は表層意識が一番近い意味の所依のみを言ったことであろう。それは護法によっては仮説であり、不共依であることが明らかになった。以上の内容を図表すると次のようである。

・図表2. 護法正義の俱有所依¹⁸⁾



・図表3. 意根(六識・七識・八識)の相互関係



(3)心・意・識相互関係の考察

以上の図表で注目したいものは意根によって生じる第六・第七・第八識の相互関係である。

まず、第六と第七の関係を見ると、第六識の不共依は第七識になるが、第七識は第六識を不共依の所依としないのである。それは、第七識は第六識の背後にある、ということを示すことである。

また、第七識と第八識の関係を見ると、第七識は第八識を不共依とし、第八識も第七識を不共依とするのである。それは、第七・第八は、恒に俱であり、何れの識、特に末那識が無くなることは理に合わない、ということが分かる。

そして、第六識の背後には第七識と第八識があると言えるが、第七識の背後に第八識があるとは言えないことも明らかになる。また、第七識と第八識は俱有依でありながら、増上縁依として、即ち、現行識として相互に関係することが分かる。

4. 結論

以上、諸識の所依関係を以って心・意・識相互関係を考察してみた。種子生現行・現行熏種子・種子生種子という阿頼耶識縁起の構造において、種子と現行識との所依関係が明らかになった。即ち、種子と種子の

関係は因果異時であり、種子と現行との関係、種子生現行・現行熏種子は因果同時であり、前滅識は自類の識の体を以てて転変するので、それは因果異時になることが護法の説であった。

ここで、第六識と第七識と第八識との関係を見ると、第七識と第八識は第六識の背後に存在し、その第七識と第八識は異類として因果同時であり、さらに、お互いの「所依」として現行識に限ることが明らかになった。

また、第六意識の背後に第七識と第八識があることは、意根として第六・第七・第八は同義語²⁰⁾になることも推測できる。なぜなら、七識と八識は意識の背後に存在する同じものの両面性であると言えるからである。即ち、それら二つは、概念規定として二分化（仮説）されているが、意識の背後に同時に存在する依他起なるものと言えよう。

註

- 1) 『瑜伽師地論』巻 55、(大正 30、p.602、上)、「問諸心心法。凡有幾種差別名耶。答有衆多名。謂有所縁。相應。有行。有所依等無量差別」。
- 2) 『成唯識論』巻 4、(大正 31、p.19、中)、「唯心心所具三所依名有所依非所餘法」。
- 3) 種子依と因縁依について深浦先生の『唯識学研究』でも種子依と因縁依を分けて説明している。即ち、難陀・最勝子の説のように種子生現行と種子生種子を種子依といい、因縁依については種子生現行・現行熏種子・種子生種子に通じる意味だという。
- 4) 等無間縁と名づくべきものは、必ず有縁・為主および等無間縁の三義を具せねばならない。「有縁の義」とは、所縁を有するもの、即ち、能縁の力用あるものでなければ、開導依となって心・心所を引生することができないのをいう。「為主の義」とは、例え有縁の義ありとも、もし、主にして自在の力用あるものでなければ、開導依ということができないのである。「等無間縁の義」とは、例え、有縁・為主の二義を具すとも、よく等無間縁となるものでなければ、開導依ということができないのである。
- 5) 難陀は五根に対しては、あくまでも五識の種子として認めている。然らば、五根は種子依になるはずなので俱有依にはならないということを主張していることが分かる。
- 6) 第一、諸界雜亂難：難陀等の説ならば十八界が混雑することになるという難である。
第二、二種俱非難：二種俱非難とも称する。五

識の種子を見分の種子としても相分の種子としても難陀等の説は成り立たないという難である。

第三、四縁相違難：難陀等の説ならば新因縁・増上縁の概念が仏教本来の新因縁・増上縁の概念と相違することになるという難である。

第四、根識繫異難：難陀等の説ならば根の界繫もしくは識の界繫に問題が生じるという難である。

第五、根通三性難：五根通三性難とも称する。難陀等の説ならば無記であるはずの五根が三性のいずれにもなり得ることになるという難である。

第六、根無執受難：五根無執受難とも称する。難陀等の説ならば有執受であるはずの五根が無執受となるという難である。

第七、五七不齊難：難陀等の説ならば第七識が第六識の種子ということになってしまうという難である。

第八、三依欠一難：難陀等の説ならば五識の生起に必要な三種の依が二種の依になってしまうという難である。

第九、諸根唯種難：諸根唯種子難とも称する。難陀等の説は聖教に根は現行と種子の二種があると説かれていることに違背するという難である。

第十、仮為他救難：護法が難陀等に代わっての防衛的説明を行うことについての難である。

以上が難陀等の説についての論破の内容であるが、第十難については、護法が難陀等に代わっての防衛的説明を行い、これをさらに論破する形を採っているため法相唯識伝統ではいろんな議論が行われているが、これについては城福先生の解説を参考にしてほしい。

- 7) 四義について『唯識学研究』の説明によると、「決定」とは、能依の法の起こる時は、如何なる場合を論ぜず、決定して所依となるものでなければならぬ。この決定の義あるものでして能く所依たる資格を有すべきである。「有境」とは、およそ所依となるものは、よく自の所取の境を有せねばならない。例え、決定の義を具して必ず俱時に有るといっても、自の所取の境を有せないものは、所依ということができない。「為主」とは、自在力あってよく主となるものでなければならぬ。例え、決定と有境との二義を具えていても、もし主となって自在に境を取らしめるものでなければ、所依ということができない。「取自所縁」とは、能依の心・心所に各自その所縁の境を取らしめる要がある。例え、決定・有境および為主の三

義を具えても、もしその能依の心・心所に所縁の境を取らしめるものでなければ、所依ということができない。深浦正文『唯識学研究』下、(p.358、永田文晶堂、1954年)。

- 8) 図表は太田久紀『成唯識論要講』二巻 104p を参考にしたものである。
- 9) 『述記』巻、(大正 43、p.381、中)、「第七有時相順与勢故」、ここで、「ある時」とは、第六識が生空観に入る時以外の時のことである。
- 10) これは、末那識の名のところを出た近所依の意味にあたりと言えよう。相順・與力・近所依は皆不共依の意味になる。
- 11) 『成唯識論』の中において、安慧は、末那識はただ煩惱障のみ俱にある、と主張し、三つの位(滅尽定・聖道・無漏)には末那識の体が無いという立場を取るのである。これについて、護法は無漏の末那識があると主張する。
- 12) 『成唯識論』巻 4、(大正 31、pp.20~21、下・上)、「識種不能現取自境。可有依義而無所依。心所所依隨識應説」。
- 13) 現行識に限る所依とは増上縁依になる。ここで俱有依と増上縁依との区別が分かるのである。
- 14) このように、種子識を排除してから阿頼耶識と末那識の関係を見ることは、阿頼耶三蔵という概念からも伺うことができる。即ち、阿頼耶の能蔵の部分と第八識と種子の関係であるが、七識と八識との関係においてそれは排除されることになる。そして、阿頼耶という概念が第八識に限らない概念であることも伺える。
- 15) 『瑜伽師地論』巻 1、(大正 30、p.279、上)、「云何五識身相應地。謂五識身自性。彼所依彼所縁・云何眼識自性。謂依眼了別色。彼所依者。俱有依謂眼。等無間依謂意。種子依謂即此一切種子。執受所依」。
- 16) 『大乘阿毘達磨雜集論』巻 1、(大正 31、p.695、下)、『大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔』(大正 36、p.245、上)、「聖教唯説依五根者以不共故。又必同境近相順故」。「近(所依)」とは、『述記』巻四末に、相順・同計度・與力の義をもってこれを解釈している。(大正 43、p.377、下)、「近所依者。以相順故。同計度故。六縁境時七與力故」。「相順」とは、六・七何れも因位にあって、初地分轉することの相が同じであるからこのように言う。「同計度」とは、有漏位にあって、六・七の二つの識何れも計度分別を為し、執を起すことが同じであることを言う。

「與力」とは、即ち、増上縁の義である。第七識はよく第六識の不共の俱有依となって第六識に力を与え、発識取境の用を起すことを言う。

- 17) 『大乘阿毘達磨雜集論』巻 2、(大正 31、p.702、上)、『大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔』、(大正 36、p.245、上)、「聖教唯説依第七者。染淨依故。同轉識攝。近相順故」。
- 18) 図表は深浦正文『唯識学研究』下 361p を参考にしたものである。
- 19) 意根(『広説仏教語』中村 元)：意なる根の意。意は思量、根は強い作用をなす力を持つものの意。意としての機能。manendriya：六根の一つ。また、眼界・意眼界。六識が滅し終わって、後の刹那の識を生起させる位をいう。第六識が依止するところ。⇒六根(『俱舍論』一卷、二巻など：二十二根、「眼等五根如自名攝意根通是七心界攝」巻 2、13a)・深浦正文『唯識学研究』下369p。意根の三種類：①前滅の意を意根という場合：六識(八識)全体(無間滅の意根：等無間縁)②第六・第七・第八の後の三識を意根という場合③第七識を意根と言う場合(第六の不共依)・『新導成唯識論』巻 5、211p。次中思量能變識。後應辯了境能變識相。此識差別總有六種。隨六根境種類異故。謂名眼識乃至意識。隨根立名具五義故。五謂依發屬助如根。雖六識身皆依意轉。然隨不共立意識名。如五識身無相濫過。或唯依意故名意識。辯識得名心意非例。意：等無間意、六識皆依等無間意、何故、第六独名意識。不共：第七、近而順生。以六種子必隨七故。心：第七応名心識。意：第八応名意識。五義：識が根による、根が識を発する、識が根に属する、識が根を助ける、識が根に如る。
- 20) 同義語とは「心・意・識」のことで『唯識二十論』などで見られる。「cittaṃ mano vijñānaṃ vijñaptiś ceti paryāyāḥ」、Sylvain levi、『viṃśatikā vijñapti-mātratā-siddhiḥ』、3p、paris、1925。ここで、vijñaptiś(表象)は、上の図 2 の構造で見ると、意根として読むことが出来るのではないかと論者は思う。即ち、意根によって第六・第七・第八識が生じる如く、vijñaptiś(表象)によって、cittaṃ(心) mano(意) vijñānaṃ(識)が生じると、このように、読むことができるのであろう。